

令和3年8月20日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

四 病 院 団 体 協 議 会  
一般社団法人日本病院会  
会長 相澤 孝夫  
公益社団法人全日本病院協会  
会長 猪口 雄二  
一般社団法人日本医療法人協会  
会長 加納 繁照  
公益社団法人日本精神科病院協会  
会長 山崎 學

## 新型コロナウイルス感染症対策にかかる 緊急税制改正要望

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るう中、わが国のすべての医療機関は新型コロナウイルス感染症患者の受入と協調しての連携、並びに拡大防止に向けて最大限の対応を行っております。医療機関の経営破綻を防ぎ、医療体制を維持・確保するためには、医療機関に対する税制を含めた各種の支援措置が不可欠です。

病院における新型コロナウイルス感染拡大による経営面での影響が甚大であることは『新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況調査（2020年度第1・第2・第3・第4四半期結果）[日病、全日病、医法協]』においても明らかです。したがって四病院団体協議会は、通常の税制改正要望とは別に、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急税制改正要望を急ぎ取り纏めましたので、その実現に向け格段のご配慮をお願いいたします。

(別 紙) I 新型コロナウイルス感染症の影響による  
税金等の納付猶予期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、税金等を一時に納付できない場合、税務署等への申請により、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められるが、この猶予期間を1年以上とすること。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、新型コロナ税特法という)第3条関係)

[理 由]

新型コロナウイルス感染症の影響により、税金や社会保険料を一時に納付することができない場合には、申請を行うことで、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められることとなった。

患者数の減少や病床稼働率の低下、新型コロナウイルス感染症対策としての設備投資の増加により損益並びに財政が悪化している医療機関の資金繰りに対し、税金や社会保険料の納付猶予や延滞税の免除は有効な支援策となる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息は未だ先が見通せず、事態の長期化が見込まれる中で、猶予期間が1年以内では支援策として十分とはいえない。よって、より長い期間での、納付の猶予および延滞税の免除を要望する。

## Ⅱ 欠損金の取扱いの拡充

**欠損金の繰戻還付制度の適用対象法人の制限を撤廃し、全ての法人が当該制度を利用できるようにするとともに、遡って法人税等の還付請求ができる期間を5年程度に大幅に拡大すること。また、地方税についても同様の措置とすること。**

**併せて、欠損金の繰越期間についても延長すること。**

(新型コロナ税特法第7条～9条関係)

### [理 由]

欠損金の繰戻還付制度については、従来中小企業者等が対象とされていたが、今般のコロナ禍の影響を考慮して令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に限って対象法人が拡大する特例が設けられた。感染症による病院の経営状況悪化はいつでも生じうるものであり、期間を制限することなく、全ての法人が欠損金の繰戻還付制度を常に利用できるように制度改正すべきである。また、還付請求するための遡り期間が1年に限られており、これでは過払いとなった過去の法人税等の還付を十分に受けられない可能性があるため、遡り期間を5年程度に延長することを要望する。

なお繰戻還付制度がない法人事業税や法人住民税といった地方税についても、同様の措置を講ずるべきである。併せて、欠損金の繰越期間についても延長を要望する。

### Ⅲ 感染対策のための設備投資、消耗品等の支出への 税制上の支援措置

**新型コロナウイルス感染症対策の設備投資等につき、即時償却又は税額控除、償却資産税の全額減免、消費税相当額の補助等の、税制上の優遇を図ること。**

[理 由]

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、人工心肺装置等をはじめとする設備投資、マスクや防護具、消毒薬等、特に防護服は大幅な価格上昇によって支出が増加している。これら設備投資等については、事前に計画された投資ではなく、新型コロナウイルス感染症対策として喫緊の必要性に迫られて購入したものであり、資金的裏付けのないまま購入している。このような設備投資については、即時償却又は税額控除、償却資産税の全額減免、消費税相当額の補助等の、税制上の優遇を図るべきである。なお、既に感染対策としてなされた支出については、遡って税制上の措置を行うべきである。

## IV 医療機関を運営する財団法人の 純資産額による解散措置の緩和について

**医療機関を運営する財団法人が、純資産額の規定により即座に解散となる法の運用について、5年程度の猶予期間を設定すること。**

[理由]

一般財団法人又は公益認定を受けた公益財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第202条第2項の規定により、2期連続で純資産の額が300万円未満となった場合に自動的に解散手続が開始されることになっている。

今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、多くの医療機関が大幅な収入減に舞われており、今後更に影響が広がるものと考えられる。全国に医療機関を運営する一般財団法人又は公益財団法人は200法人程度あるとされ、それぞれの地域において地域医療の確保に一定の役割を担っている。これらの法人が運営する医療機関の場合、法人法の規定により自動的に解散手続が始まることになっており、地域医療の確保の観点から将来に向けた不安の要因となっている。

そこで、緊急の要望として医療機関を運営するこれらの法人が純資産額の規定により即座に解散となる法の運用について、5年程度の猶予期間を設定するよう強く要望する。